

国保

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

保険料の納付についてのお知らせ

その1

保険料の納付方法を、年金からの天引き(前もって引き去り)から口座振替に変更できます

今年4月の年金から納めていただいている人、または10月の年金から納めていただく予定の人のうち、次のいずれかに該当する人は申し出ることで、口座振替での納付に変更できます(手続きには2か月程度かかります)。

■口座振替に変更可能な人

- ①これまで2年間、国民健康保険税(国保税)の納め忘れがなかった人(本人)
- ②年金180万円未満の人で、世帯主や配偶者が、本人に代わって保険料を納めてくれる人

納めていただいた保険料は所得税および住民税の社会保険料控除の対象となり、年金から天引きされる人に適用されます。

ただし、上記②の場合、保険料を納めた世帯主や配偶者に、社会保険料控除が適用されます。

■申出に必要なもの

印鑑、保険証、口座番号のわかるもの(通帳)

《申出窓口・問い合わせ》

税務課市民税係(本庁舎1階4番窓口、☎22-4501)または各振興局市民サービス課

その2

長寿医療制度へ加入するまで、健康保険の被扶養者だった人の保険料の納付が始まります

長寿医療制度へ加入する前日までの健康保険(国民健康保険、国保組合は除く)が、政府管掌保険、船員保険、健康保険組合、共済組合の被扶養者だった人の保険料の納付が、10月から始まります(経過措置により、今年4月から9月までの負担はありませんでした)。

なお、来年3月までは保険料の9割が軽減され、2,300円となります。該当する人は、7月に送付した「後期高齢者医療保険料額決定通知書(緑色の封筒)」を確認し、もし「保険料額」が「2,300円」になっていない場合は、必ず下記にご連絡ください。

《問い合わせ》

- ・大分県後期高齢者医療広域連合(☎097-534-1771)
- ・保険課国民健康保険係(本庁舎1階16、17番窓口、☎22-3199)

保険料額について

10月、12月、来年2月の年金から納めていただく保険料額は、原則として、平成20年度の保険料額から、今年9月までに納めていただいた額を差し引いた額を、3等分した金額になります。

介護保険

介護サービス利用者へ
介護給付費通知書を郵送

今年の1月から6月までに介護保険サービスを利用した皆さんへ、9月中旬ごろから「介護給付費通知書」を、自宅に郵送しています。

「介護給付費通知書」には、利用したサービスの内容や費用、利用者負担額などを記載しています。ケアマネージャーが交付するサービス利用票や、サービス事業者が発行する領収書と照らし合わせ、サービスの内容や利用者負担額が一致しているか確認しましょう。

なお、この「介護給付費通知書」は、費用の請求や支払いの通知ではありません。

《問い合わせ》保険課介護保険係(☎22-3117)

国民年金

国民年金保険料をきちんと
納めて将来も安心!

毎月の国民年金保険料は、翌月の末日が納期限です。納め忘れがあると、年金が減額されたり、支給されなかったりすることがあります。保険料は納付期限までに納めましょう。

なお、保険料の納付は、郵便局や金融機関のほか、口座振替やコンビニエンスストアでも納めることができます。

《問い合わせ》

- ・佐伯社会保険事務所国民年金課(女島9029-5、☎22-1970)
- ・市役所市民課国民年金係(本庁1階11番窓口、☎22-3187)または各振興局市民サービス課